

(案)

令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について

行政区再編については、令和2年9月、市議会において区再編は必要との結論に至ったことから、令和2年10月、11月にかけて、各区協議会、各区自治会連合会に住民投票以降の協議の主な経緯を説明させていただいたところです。

今回は、区割り案のたたき台として6案を決定したことから、前回の説明以降の経緯と併せ、説明するものです。

<前回の説明以降の協議の経緯>

◆令和2年11月18日

協議の進め方について協議し、協議の前提条件及び協議事項を決定

◆令和2年12月22日

協議の優先順位について協議し、優先順位を決定

(資料1)

◆令和3年1月27日

スケジュールについて協議し、条例の議決は令和5年2月定例会とすることを決定

- ・区割り案内定後、市民への意見聴取を経て区割り案決定
- ・行政区画等審議会への諮問・答申
- ・区協議会への諮問・答申
- ・条例議決

年度内に区割り案、区の数について一定の結論を出していくことを決定

◆令和3年2月26日

各会派から区割り案のたたき台として2区案から5区案までの13案が示され、天竜区の考え方、地域事情の考慮、前提条件の優先順位について協議し、次回の委員会でもたたき台を選択することを決定

(資料2)

◆令和3年3月19日

各会派から13案の中からそれぞれ選択した案が示され、協議の結果、2区案で2案、3区案で2案、4区案で2案の計6案を区割り案のたたき台として選択し、今後の協議を進めていくことを決定

(資料3)

(案)

◆令和3年3月30日

◎6案の選択に当たってのポイント

- ・2区案については、①天竜区を単独とし、独自の政策展開を担保する案と、②天竜区、浜北区、北区（一部地域を除く）を一つの区として、地域課題を共有するとともに18万人以上の人口を確保する案とした。
- ・3区案については、①天竜区を単独とし、独自の政策展開を担保しつつ、その他の区については農林水産業、観光等の特性を持つ環浜名湖地域とそれ以外の市街地・郊外地から成る地域に分ける案と、②天竜区を副都心の浜北区と合わせ、浜北区との一体感を持たせる案とした。
- ・4区案については、①天竜区を単独とし、独自の政策展開を担保しつつ、その他の区については農林水産業、観光等の特性を持つ環浜名湖地域と中区を中心とした地域、浜北区を中心とした地域に分ける案と、②市域の人口バランスを配慮して分ける案とした。
- ・天竜区については、地域特性を勘案し、2区案から4区案まで、それぞれ単独案と複合案を選択した。

※この6案は、再編後における最適な区の在り方を考える上での議論のたたき台として選択したものであり、今後はこの2区から4区までの案を基に、住民サービスや住民自治の在り方を検討し、区割り案の一本化に向けて協議していきます。

特別委員会での協議内容の詳細は、市議会ホームページを御覧ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/gyouseikusaihen.html>

区制度の検討についての
協議の経過



協議事項と優先順位

1 スケジュールに関すること

- ・スケジュール（区割り案決定時期、組織の再編時期、条例の制定時期など）

2 区割り案、区の数に関すること

- ・区の数
- ・具体的な区割り案

3 市民サービスに関すること

- ・市民サービスの提供体制（土木、防災、福祉、教育）
- ・適正な行政拠点配置（区役所、行政センター、協働センター）
- ・レベルを維持・向上させるため、住民サービスの新たな手法（デジタル化と組織の整合性）
- ・住民サービスの新たな手法に対するデメリット対応
- ・市民サービスの維持・向上（公共交通、土木・福祉・健康・医療関係相談体制など）

住民自治に関すること

- ・住民自治の姿（区協議会、地域協議会のあり方、協働センターのあり方、区役所の跡活用、区協議会、新しい住民自治の組織の考え方など）

4 区長権限に関すること

- ・区長の権限



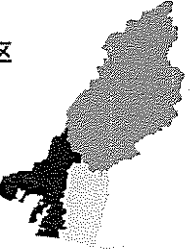
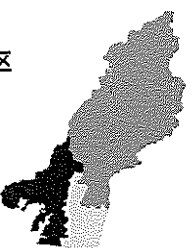
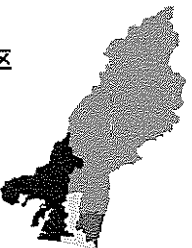
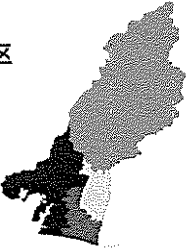
5 議員定数に関すること

- ・区再編に伴う議員定数

No.	天竜区	評価・コメント等
No.1 2区	複合	<ul style="list-style-type: none"> ・第8選挙区の都心の中区を中心とした地域を都市型の区とする。学区分轄解消のために北区の一部地区、さらに地域性を考慮して南区の一部地区を編入する。 ・第7選挙区の副都心に位置付けられた浜北区を中心とした地域を都市部・郊外部・中山間地域等、多様な地形に富んだ区とする。 <p>(メリット) 衆議院選挙区分は市民に馴染みがあり、学区も解消される。 (デメリット) 広大な面積と北は水窪から南は舞阪まで南北85kmあり、地域課題集約や区協議会等の開催運営に工夫が必要である。</p>
No.2 2区	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とし、人口や面積のアンバランスに対応した政策を重点的に行うとともに、住民自治を担保する。 ・天竜区以外の市域は一つとし、校区や連合自治会の分断はなく、地域コミュニティを核としたまちづくりを進める。 <p>※天竜区民の意識、天竜区以外が一つとなることの心理的な理解の浸透に相当の配慮が必要となることが予想される。</p>
No.3 2区	複合	<ul style="list-style-type: none"> ・再編の効果を最大に発揮する最小区の2区とする。 <p>(メリット) 浜北副都心を中心として、新東名・国道362号・天浜線・西鹿島線での移動や沿線活用が共有できる。 また、中山間地を含む北部地域は、農林業・交通・工業地帯などの地域課題を共有することができる。</p> <p>※旧浜松市との協働センターの在り方の違いを考慮する必要がある。</p>
No.4 3区	複合	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区と東区(一部地区を除く)を副都心に位置付けられた浜北区と構成する区とすることにより、天竜区の活性化が期待できるとともに、天竜川沿いという共通の災害対策が図られる。 ・環浜名湖地域として北区の一部地区と西区により構成する地域を一つの区として観光・産業等の振興を図る。 ・中区・東区の一部地区と北区の一部地区により構成する地域を一つの区とする。
No.5 3区	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とする。単独区とすることで、地域代表の数を確保し、人口や面積のアンバランスに対応し、住民自治を担保する。 ・天竜区以外の区は、人口バランスや面積を考慮し、これまでの地域づくり、学区や連合自治会の運営に支障がない線引きとする。 <p>※中区を分断する案を提示することで、市民の関心を高めることも期待する。</p> <p>(デメリット) これまでの国政・県市の選挙区は大きく変わるることとなる。</p>
No.6 3区	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とする。 ・環浜名湖地域として農林水産業・観光等の振興を図るため、北区の一部地区と西区により構成する地域を一つの区とする。 ・都心機能と副都心機能を相乗効果的に発揮させることができる市街地(市街化区域)と郊外地(市街化調整区域)から構成する地域を一つの区とする。 <p>※旧浜松市との協働センターの在り方の違いを考慮する必要がある。 ※No.7と考え方は等しいが、天竜区と浜北区の合区か否かの差である。</p>
No.7 3区	複合	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区については、副都心に位置付けられた浜北区と合わせる区とする。 ・天竜区以外は、「環浜名湖地域として北区の一部地区と西区で観光振興や農林水産業振興を目指す区」、「都心エリアを中心に北区の一部地区を民意を尊重し加えた地域を一つの区」とする。 <p>※No.6と考え方は等しいが、天竜区と浜北区の合区か否かの差である。</p>

No.	天竜区	評価・コメント等
No.8 3区	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区は単独区とする。 ・北区(一部地区を除く)と浜北区を一つの区とする。 ・都心エリアを中心とする地域を一つの区とする。
No.9 4区	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区は、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、単独区とする。 ◇天竜区以外は、予算等を踏まえ人口バランスのみならず区面積も考慮する。 ・現行の北区から住民意識を尊重して一部地区を除いた地域を一つの区。 ・副都心機能の拡大を図るため浜北区と東区、それに中区一部地区と南区の一部地区を加えた区。 ・それ以外の地域を一つとした区。 <p>※地域インフラ整備や災害対応に配慮するため、区役所と土木整備事務所を併設させ、特に南土木整備事務所の管轄範囲が大きいことから管轄範囲を適正な範囲とすることを基本とする。なお、天竜区以外の区の人人口バランスの均衡に配慮している。</p>
No.10 4区	複合	<ul style="list-style-type: none"> ◇中核市程度の人口規模とバランスを確保しつつ、区政運営については権限を強化するとともに、将来の姿を見据え、人口減少下においても人口バランスを保つことが必要であり、そこに配慮をして分割する。現状よりも区数が少なくなることで統一感が保ちやすい。 <p>(メリット) 区域内の拡大により開かれた人口交流やその地域を身近に感じる機会の拡大などにも期待ができ、区域内での事業施策(土木など)の優先度、繋がりなどがある。</p>
No.11 4区	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や地形・面積を考慮して天竜区を単独区とする。 ・都心の中区を中心とした地域を都市型の区とする。 ・副都心の浜北区を中心とした地域を都市型の区とする。 ・浜名湖を中心とした観光・歴史資源の繋がりがりや農林水産資源を有する環浜名湖地域を一つの区とする。 <p>(メリット) 各区の地域特性を生かしたまちづくりが可能で、人口・面積ともバランスが取れる。</p>
No.12 5区	単独	<ul style="list-style-type: none"> ◇住民投票結果を尊重した区割を基本とし、現状を希望する4区の人人口と現状を見直す1区との人口バランスを均衡させることにより発言力のバランスを図る。 ◇都心や副都心等より遠い地域は現行の行政区とし、これに権限を与えることで不利益を最小にする。 <p>(メリット) 現行区が多く残ることにより、区再編での市民への負担が軽減されるとともに、合併後に醸成された区の特徴も継承できる。 (デメリット) 効率性に課題が残る。</p>
No.13 5区	単独	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域特性や地形・面積を考慮して天竜区を単独区とし、その他は環浜名湖地域と人口バランス均衡を意識した区割とする。 ・環浜名湖地域を一つの区とする。 ・副都心に位置付けられた浜北区と東区の一部地区を合わせ副都心機能の拡大を図る区とする。 ・南区と東区の一部地区を一つの区とし、なるべく中学校区の一部解消を図る。 ・中区と北区の一部地区を一つの区とする。 <p>(デメリット) 効率性に課題が残る。</p>

区割り案のたたき台

No.	天竜区	評価・コメント等
No.2 2区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とし、人口や面積のアンバランスに対応した政策を重点的に行うとともに、住民自治を担保する。 ・天竜区以外の市域は一つとし、校区や連合自治会の分断はなく、地域コミュニティを核としたまちづくりを進める。 <p>※天竜区民の意識、天竜区以外が一つとなることの心理的な理解の浸透に相当の配慮が必要となることが予想される。</p>
No.3 2区 	複合	<ul style="list-style-type: none"> ・再編の効果を最大に発揮する最小区の2区とする。 <p>(メリット) 浜北副都心を中心として、新東名・国道362号・天浜線・西鹿島線での移動や沿線活用が共有できる。 また、中山間地を含む北部地域は、農林業・交通・工業地帯などの地域課題を共有することができる。</p> <p>※旧浜松市との協働センターの在り方の違いを考慮する必要がある。</p>
No.6 3区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区については、広大な森林面積をかかえる地域特性、林業振興や災害対応に的確に対応するため、特異性が発揮できる単独区とする。 ・環浜名湖地域として農林水産業・観光等の振興を図るため、北区の一部地区と西区により構成する地域を一つの区とする。 ・都心機能と副都心機能を相乗効果的に発揮させることができる市街地(市街化区域)と郊外地(市街化調整区域)から構成する地域を一つの区とする。 <p>※旧浜松市との協働センターの在り方の違いを考慮する必要がある。 ※No.7と考え方は等しいが、天竜区と浜北区の合区か否かの差である。</p>
No.7 3区 	複合	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜区については、副都心に位置付けられた浜北区と合わせる区とする。 ・天竜区以外は、「環浜名湖地域として北区の一部地区と西区で観光振興や農林水産業振興を目指す区」、「都心エリアを中心に北区の一部地区を民意を尊重し加えた地域を一つの区」とする。 <p>※No.6と考え方は等しいが、天竜区と浜北区の合区か否かの差である。</p>
No.10 4区 	複合	<p>◇中核市程度の人口規模とバランスを確保しつつ、区政運営については権限を強化するとともに、将来の姿を見据え、人口減少下においても人口バランスを保つことが必要であり、そこに配慮をして分割する。現状よりも区数が少なくなることで統一感が保ちやすい。</p> <p>(メリット) 区域内の拡大により開かれた人口交流やその地域を身近に感じる機会の拡大などにも期待ができ、区域内での事業施策(土木など)の優先度、繋がりなどがある。</p>
No.11 4区 	単独	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や地形・面積を考慮して天竜区を単独区とする。 ・都心の中区を中心とした地域を都市型の区とする。 ・副都心の浜北区を中心とした地域を都市型の区とする。 ・浜名湖を中心とした観光・歴史資源の繋がりがりや農林水産資源を有する環浜名湖地域を一つの区とする。 <p>(メリット) 各区の地域特性を生かしたまちづくりが可能で、人口・面積ともバランスが取れる。</p>

令和3年4月の地区自治会連合会・区協議会の開催予定

日時		出席時間	区分	会場	説明予定者
4月2日	金 10:00～		西区地区自治会連合会	西区役所3階 大会議室	
4月6日	火 10:00～		北区地区自治会連合会	北区役所2階 21会議室	
4月14日	水 9:30～		南区地区自治会連合会	南区役所3階 大会議室	
4月14日	水 10:00～		天竜区地区自治会連合会	天竜区役所2階 21・22会議室	
4月20日	火 9:30～		中区地区自治会連合会	市役所北館1階 101会議室	
4月21日	水 11:00～		浜北区地区自治会連合会	浜北区役所	
4月22日	木 9:30～		東区地区自治会連合会	東区役所3階 31・32会議室	
4月22日	木 13:30～		浜北区区協議会	浜北区役所3階 大会議室	
4月27日	火 13:30～		東区区協議会	東区役所3階 31・32会議室	
4月28日	水 10:00～		北区区協議会	北区役所3階 31・32会議室	
4月28日	水 13:30～		中区区協議会	市役所北館1階 101会議室	
4月28日	水 13:30～		西区区協議会	西区役所3階 大会議室	
4月28日	水 13:30～		南区区協議会	南区役所3階 大会議室	
4月28日	水 14:00～		天竜区区協議会	天竜区役所2階 21・22会議室	